

12 住宅

1 住宅の新築・増改築補助金、改築資金貸付

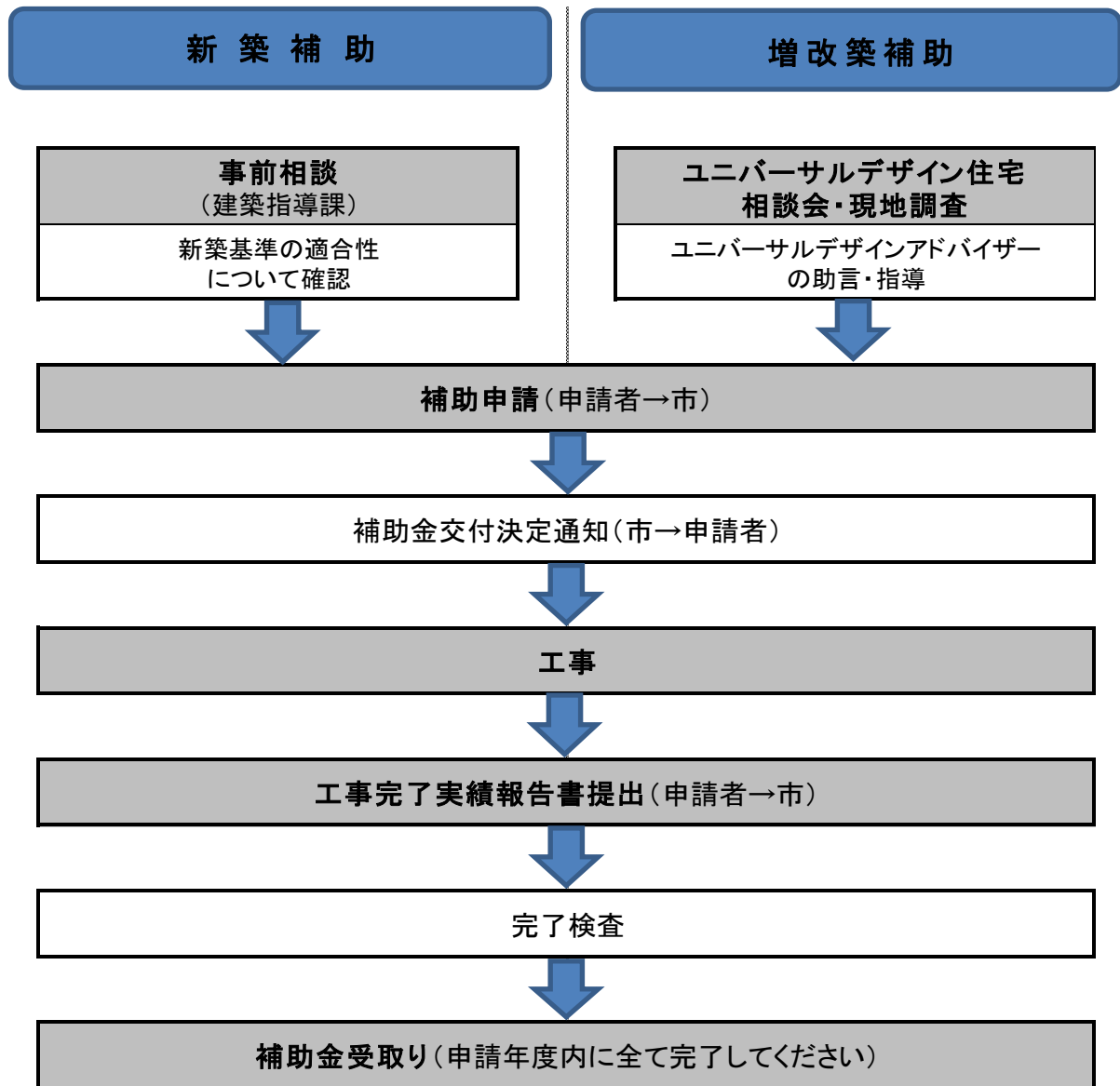
住宅の新築・増築・改築の際、次の補助金、貸付資金を利用することができます。

(1) 帯広市ユニバーサルデザイン住宅補助金（帯広市独自）

ユニバーサルデザイン住宅は、赤ちゃんから高齢者まですべての人が将来にわたって安心して暮らせる住宅です。

	新築補助	増改築補助
1. 目的	帯広市高齢者・身障者等対応住宅設計指針（ユニバーサルデザイン設計指針）に基づく居住環境の整備に必要な資金を補助することによって、良好で快適な生活ができる住宅を普及促進します。	
	便利で安全、安心できる新築住宅を計画している方に補助	便利で安全、安心できる住宅へ増改築する方に補助
2. 対象者	市区町村民税を滞納していない方（納税状況によって対象となる場合があります）	
	世帯総所得550万円以下の方 （所得とは、会社員などの場合は、給与収入から給与所得控除を差し引いた金額です）	
	暴力団員でない方	
3. 対象住宅	帯広市内にユニバーサルデザイン設計指針に基づき新築する住宅	ユニバーサルデザイン設計指針に基づき増築改修する住宅
		現に対象者が居住している住宅
		改造工事後 居住する空家
		昭和56年5月31日以前に建築された住宅（旧耐震基準の住宅）で木造軸組工法により建築されたものについては、「無料耐震簡易診断」を受けなければならない。
4. 施工業者	市内に事務所もしくは営業所を有し、建設業法による許可を受け建設工事を請け負う事業者	建設業等を営む方で、市内に事業所、営業所を有する法人又は市内に住所を有する個人
5. 補助内容	20万円（一律）	最大20万円 （補助率50%）
6. 申請期限	11月末日	1月末日
7. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込期間中であっても予算枠に達した時点で受付を終了します。 ・ 申込みから補助金の受取りまでを同じ年度で行っていただきます。（完了期限3月15日） ・ 補助額は補助対象工事費（消費税除く）に補助率をかけた金額です。端数が生じる場合、千円未満は切り捨てとなります。 ・ その他要件等、詳細についてはお問合せください。 	
8. 相談 問合せ先	(市)建築指導課～市役所高層棟6階 ☎65-4180	

申し込みの流れ



●ユニバーサルデザイン住宅相談会

理学療法士、作業療法士、一級建築士、看護師、介護福祉士、保健師が専門の立場からユニバーサルデザイン住宅に関する相談をお受けします。
お住まいの間取りがわかる図面等をお持ちになってお越しください。

会場: 帯広市役所10階会議室

日時: 毎月第2・第4水曜日、13時～16時

※相談会場・相談日時についての詳細はお問合せください

申込み・問合せ (市)建築指導課 ~ 市役所高層棟6階(☎ 65-4180)

(2) 生活福祉資金の住宅資金

<p>障害者世帯や低所得世帯の方などが、住宅の補修、改築などを行う際に資金の貸付を受けることができます。</p> <p>居住地区の<u>民生委員</u>にご相談ください。</p>	
1. 対象者	低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯
2. 対象住宅	補修、増築・改築（新築を除く）・保全の為に必要な経費
3. 貸付限度額 利率	250万円以内 連帯保証人を立てる場合無利子。立てない場合、年1.5%。
4. 償還期間	据置期間6カ月以内 7年以内に償還
5. 留意事項	貸付できない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・他制度の貸付が可能な場合、他制度が優先となります。 ・新築および土地、住宅の新規取得・工事内容が違法なもの ・建物を取り壊すための経費
6. 相談・問合先	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区の民生委員 ・（福）帯広市社会福祉協議会 帯広市公園東町3丁目9-1 帯広市グリーンプラザ内 ☎21-2414

2 公営住宅の優遇措置

<p>障害者の方が、公営住宅へ申込み場合、抽選番号の加算などの優遇措置を受けられる場合があります。</p> <p>なお、公営住宅の空室等の関係から希望場所へ必ず入居できるものとは限りません。</p>	
1. 対象	障害のある方がいる世帯 単身生活の知的障害のある方の場合、お問い合わせください。
2. 申請先	<p>(1) 市営住宅 (市) 住宅課～市役所高層棟3階 ☎65-4190</p> <p>(2) 道営住宅 (株) エーワンホーム (指定管理者) 西8南13 ☎22-2013</p>